

平成 30 年度 行政書士試験総評

〈総評〉

気になる合格率は23年度8.0%、24年度9.2%、25年度10.1%、26年度8.2%、27年度13.1%、28年度は9.9%、29年度は15.7%である。29年度は現在の試験制度では最も高く、イレギュラーであり、概ね8%から10%の範囲に収まっている。

本年度5肢択一は全体として29年度よりも難易度は上がっている。

配点が多く最も気になる法令記述の問44（行政法）は、行政法としては最も出題実績が多い「行政事件訴訟法」からの出題で予想通りであったが、設定にヒネリがあった。

問45（民法）は基本の論点で満点近く得点できる問題とはいえ、この問題も設定にヒネリがあった。問46（民法）は条文からの問題であり、本年度では最も得点ができる問題といえる。

なお、最後まで受講した受講生であれば記述60点満点で30点は得点できる。

組合せ問題は法令12問（前年6問）、一般知識7問（前年5問）出題されてはいるが、正解率の下がる個数問題は出題されていない。しかし、組合せ問題が全体で8問増加したことを考えると問題形式面からも難易度は高くなったといえる。

一方、業務に関する一般知識は前年度よりもかなり難易度が上がっている。一般知識で得点を大きく積み上げることは難しかったのではないかな。

法令科目の学習方法は、条文を丹念に読み込みながら、著名な判例は確実に理解をしておくという法令試験での基本的なスタイルを貫くことが合格への近道。

一般知識科目の学習方法は、社会的に注目される問題を丹念にフォローしていく。最も得点が見込まれる「文章理解」は定期的に問題を解いて、解法を磨いておくこと。

以下に科目別の総評を行う。

【法令択一】

「憲法」は択一5問と問題数に変化はなかった。前年度は過去問レベル3問であったが、本年度は1問。なお、問題の表現が法学部テイストであり、印象としては難しく感じることもあった。

合否を決める「行政法」は19問（地方自治法を含む）。全体を見ると例年並みのレベルといえるが、問20「国家賠償法」、問21「損失補償」の肢問の中には難易度の高いものも散見される。

「行政手続法」は例年通り3問出題されたが、例年通り難易度は低い。

「行政不服審査法」は大改正後3問出題されており、本年も予想通り3問の出題であった。

「行政事件訴訟法」は例年通り3問だが、難易度は低い。

「国家賠償法」1問出題、「損失補償」1問の出題。例年は得点源だが、本年はいずれも難易度は高い。

「地方自治法」は例年通り3問出題された。問22はいわゆる大阪都構想を契機にした特別法の要件で、過去問にはないため迷ったかもしれない。

「国家公務員法」は以前1問題出題が定着していたが、3年連続は出題されなかった。行政不服審査法が3問出題されている影響と思われる。」

「民法」は前年に比較して全体的に難易度がアップしている。例年少なくとも1問は出題される過去出題されたことのないテーマである「奇問」問35。

問27「公序良俗および強行法規」は5肢を除き判例ベースであり、難易度は高い。

問28「附款」は民法での出題は稀であり、難易度は高い。

問29「物権変動等」は判例ベースとはいえ基本。

問30「抵当権」は正解肢は難易度が高いが、消去法で正解できる。

問31「弁済」はテーマとしてはオーソドックであるものの1肢と2肢で細かい内容を論点としており、難易度はたかい。

問32「貸借」は賃貸借と使用貸借の相違点が論点であり、基本なので正解できる。

問33「不法行為」は予想されたテーマであり、5肢は初めて出題される判例とはいえ、正解肢は確実に選ばなければならない。

問34「離婚」はそれほど出題されるテーマではないものの基本なので正解できる。

問35「後見」はマイナーなテーマで難易度は高い。

「商法・会社法」は例年同様に4問が会社法からの出題であった。問36「商法」は基本問題が出題。ここは落とせない。残りの会社法4問のうち1問は正解したい。

【法令多肢選択】

例年同様「憲法」1問、「行政法」2問出題。行政法の2問は難易度がやや高い。

【法令記述】

例年通り「行政法」1問、「民法」2問となった。「行政法」は「行政事件訴訟法」からの出題。この問44は東京高裁の判例をベースにしているため、設定自体の難易度は高い。とはいえ、義務付け訴訟は繰り返し出題されていることから少なくとも部分点は取りたい。

「民法」は前年「債権」2問の出題から「総則」「債権」の各1問となった。

問45は条文ベースで問題設定に出題者の苦慮がうかがえる。40字程度に納めるために、省略すべき用語を記載したり、結論を「Dに売却する前提」とするなど。

問46は条文通りでこれは満点が取れる基本レベル。前年の民法の難易度は低かったが、ややアップし、例年並みかやや低いといえる。

記述問題は合格するために最低必要な30点は取れるレベルである。

【一般知識】

問47は「外国人技能実習制度」がテーマ。最近ニュースによく出るワードではあるが、掘り下げることはないため、難易度が高い。実務型の問題である。

問48「専門資格の事務」は初出題。ここ1年ニュースで騒いでいた「獣医師」に関連する大学のことがひらめいた方は得点できる。しかし、初出題ということで難易度は高い。

問49「生協」も初出題。生協に限らず法人の住所という観点で見れば正解できるが難易度は高い。

問50「貿易及び対外直接投資」は難易度は高いとしているが、ニュース等を見ていれば正解は選べる。

問51「墓地及び死体の取り扱い」は初出題で難易度は極めて高い。実務型の問題。

問52「地方自治体の住民」は地方自治法で学習する内容であり、過去問出題実績もあり難易度は低い。

問53「風適法」も初問題。実務型で難易度が高い。

問54「防犯カメラ」は初出題で難易度は高いものの、ニュースをよく見ていれば基本問題。

問 55「欧州データ保護」も初出題。難易度は高い。個人情報関連法という観点で見れば正解はできるが。

問 56・問 57 と「個人情報保護法」が出題された。平成 30 年より改正法が全面的に出題されることになっていたため、2 問出題は予想通りとはいえ、いずれも難易度が高い。

「文章理解」は前年のレベルよりかなり難易度が高い。しかし、合格のためには 2 問は正解したい。

昨年と同様に時事問題要素＋実務的要素がさらに高まった点が本年の特徴。

【学習指針】

従来判例問題は多い。本年度、特段判例問題が多いわけではないが、長文に及ぶ問題もあり、時間配分の成否が合否の鍵を握る。

一方、行政法を中心に正確な条文知識があれば、正解できる問題も多い。

当然のことながら、まずは条文をしっかりと読み込み、条文知識が固まれば判例をおさえていくことである。

また、ここ 5 年来言われ続けている「法的思考力」を試す問題も必ず出題されるため、必須論点は、事例に落とし込むことも重要。

一般知識はニュースを真剣に観ることがしか対策はない。

〈採点基準〉

来年 1 月 30 日の合格発表まで採点基準は公表されないが、前年同様の基準と予想される。

法令択一	4 点×40 問=160 点	一般知識択一	4 点×14 問=56 点
法令多肢選択	8 点×3 問=24 点		
法令記述	20 点×3 問=60 点		
法令合計	244 点	総合計	300 点

■法令記述は部分点があります。採点は 2 点刻みで行われています。

■多肢選択式は、空欄 1 箇所正解につき 2 点配点されます。

☆合格点 180 点以上（法令 122 点以上、かつ、一般知識 24 点以上）

□一般知識が 24 点未満の場合、法令記述は採点されません。

【参考】平成 26 年度試験では唯一合格ラインが 166 点に下げられたことがある。

行政書士試験問題傾向について

1. 個数(組み合わせ)問題について

	28年度		29年度		30年度	
	法令	一般	法令	一般	法令	一般
問題数	6	5	6	4	12	7
構成比	15%	35%	15%	28%	30%	50%

個数(組み合わせ)問題は法令択一はここ3年本年度が最も多い。
 一般知識は前年より1問増加したが、法令同様に本年度が最も多い。
 なお、27年度以降は個数問題がなく、**組合せ問題のみ**である。

2. 問題内容レベル

	法令択一			一般知識択一		
	28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度
A	11	7	11	6	6	11
B	14	10	10	4	5	1
C	15	23	19	4	3	2
合計	40	40	40	14	14	14

※A－過去問題レベルでは解けない。B－過去問題よりやや難。プラスαの知識が必要。
 C－過去問題レベルで十分解ける。

法令択一問題は全体で前年と比較してAレベルが4問増加、Cレベルが4問減少したことから判断すると、全体的に難易度が上がったといえる。

合格するためには、基本問題であるCレベルをいかに高正解率にもっていき、Bレベルをどこまで確実に押さえたかで合否が決まる。

一般知識択一問題のAレベルは前年から5問増加、Bレベルが4問減少、Cレベルが前年より1問減少し前年より難易度がかなり上がったといえる。

いわゆる「足切り点」は14問中6問。BCレベルの3問を確実に正解し、Aレベルから3問正解すれば「足切り点」をクリアすることができる。初出題の問題はAとしているが、正解ができないわけではないため、3問は正解したいところである。

3. 問題ボリューム

問題冊子のページ数は以下の通り。

	法令	一般知識	合計
平成 12 年	22	14	36
平成 13 年	20	14	34
平成 14 年	21	13	34
平成 15 年	29	15	44
平成 16 年	23	15	38
平成 17 年	27	15	42
平成 18 年	31	12	43
平成 19 年	34	14	48
平成 20 年	34	17	51
平成 21 年	37	14	51
平成 22 年	42	16	58
平成 23 年	35	16	51
平成 24 年	42	15	57
平成 25 年	41	12	53
平成 26 年	43	12	55
平成 27 年	40	13	53
平成 28 年	41	13	54
平成 29 年	38	15	53
平成 30 年	41	14	55

問題ボリューム的には前年よりも2ページ増加し55ページとなった。概ねここ数年は53ページから55ページであり、ページ数からいえば例年通りといえる。

なお、問題ページが50ページを超えると、3時間を効率的に解く練習をしていなければ、時間内に解けないというおそれも出てくる。本年も時間ギリギリまでかかった受験生も多かったと推測される。

来年以降も問題ボリュームは50ページを超えることを想定しておく必要がある。

4. まとめ

平成30年度試験は、法令択一のCレベルの正解率をいかに80%以上とし、得点が稼げたかで合否が決まるといえる。

法令多肢選択式は前年度並みであり、「多肢選択は得点源」という観点から20点以上は正解していなければならない。ただし、多肢選択3問すべてが基本という年度は少ないということは頭に置いておかなければならない。

法令記述はオーソドックスに極端に難易度の高い問題はなかったため、60点満点中30点は得点できるといった。しかし、全受験生の択一問題の出来具合で採点の厳しさの調整があることも留意しなければならない。ただし、過去の択一問題の肢間を十分吟味していれば、部分点を積み上げられているはずである。

平成30年11月12日
資格スクール大栄